

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2019年3月27日

【会社名】 株式会社メディカルー光

【英訳名】 Medical Ikkou Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 南野 利久

【本店の所在の場所】 三重県津市西丸之内36番25号

【電話番号】 059 - 226 - 1193 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務取締役管理本部長 櫻井 利治

【最寄りの連絡場所】 三重県津市西丸之内36番25号

【電話番号】 059 - 226 - 1193 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務取締役管理本部長 櫻井 利治

【縦覧に供する場所】 株式会社メディカルー光東京支店
(東京都港区六本木一丁目4番5号アークヒルズサウスタワー3階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年3月27日開催の取締役会において、2019年9月1日（予定）付で、持株会社体制へ移行するにあたり、当社の完全子会社として、株式会社メディカルー光分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）を設立すること、及び、分割準備会社に対し、2019年5月22日開催予定の定時株主総会決議による承認等が得られることを条件として、会社分割（吸収分割）の方式により当社が営む調剤薬局事業および医薬品卸事業を承継させるために、分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを決議いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 会社分割に関する事項

(1) 会社分割に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社メディカルー光分割準備会社 (2019年4月1日設立予定)
本店の所在地	三重県津市西丸之内36番25号
代表者の氏名	代表取締役社長 南野 利久
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	調剤薬局事業および医薬品卸事業 (ただし、吸収分割の効力発生日までは事業を行いません。)

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

2019年4月1日設立予定であるため、確定した事業年度はありません。

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	株式会社メディカルー光
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%(予定)

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の100%出資の子会社として設立される予定です。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当社グループは1985年4月に創業し、「良質の医療・介護サービスをより多くの人に提供する」という理念のもと、調剤薬局事業およびヘルスケア事業、医薬品卸事業、不動産事業を行っております。2004年11月に東京証券取引所JASDAQ市場に株式を上場し、2018年2月期（第33期）の連結売上高は30,914百万円となりました。

一方、当社グループを取り巻く事業環境は、診療報酬および薬価改定や医薬品卸事業の価格競争激化等、厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社は、グループ経営戦略機能、事業執行体制およびガバナンス体制を一層強化し、グループ企業価値のさらなる向上を図るため、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

当社グループが持株会社体制に移行する具体的な目的は、以下のとおりであります。

グループ経営戦略機能の強化

グループ経営管理と業務執行を分離し、持株会社はグループ全体の経営管理を担うことにより意思決定の迅速化を図り、グループの成長スピードを加速させます。

事業執行体制の強化

事業会社は各々の事業分野に特化することにより、よりきめ細かく事業を管理し、社会変化や事業環境の変化にあわせ、機動的かつ柔軟な事業執行を行います。

ガバナンス体制の強化

持株会社が子会社の業務執行状況のチェックを行うことにより、当社グループ全体のガバナンスを一層強化し、経営の透明性を図ります。

(3) 当該吸収分割の方法及び吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とする会社分割(吸収分割)により、当社が営む調剤薬局事業および医薬品卸事業を分割準備会社に承継させる予定です。

吸収分割に係る割当ての内容

当該吸収分割に際して、分割準備会社は、普通株式1,600株を発行し、その全部を当社に割当交付します。

吸収分割に係る日程

2019年3月27日	分割準備会社設立及び吸収分割契約承認取締役会
2019年4月1日	分割準備会社設立 (予定)
2019年4月1日	吸収分割契約締結 (予定)
2019年9月1日	吸収分割効力発生日 (予定)

吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書(写)

株式会社メディカルー光(以下「甲」という。)及び株式会社メディカルー光分割準備会社(以下「乙」という。)は、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(吸収分割)

第1条 甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、甲がその調剤薬局事業および医薬品卸事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する(以下「本件分割」という。)

2 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割会社(甲)

商号 株式会社メディカルー光(2019年9月1日付で「株式会社メディカルー光グループ」に商号変更予定)

住所 三重県津市西丸之内36番25号

(2) 吸収分割承継会社(乙)

商号 株式会社メディカルー光分割準備会社(2019年9月1日付で「株式会社メディカルー光」に商号変更予定)

住所 三重県津市西丸之内36番25号

(承継する権利義務)

第2条 乙は、本件分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、労働契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)を甲より承継する。

2 甲は、前項の規定により乙が承継するすべての債務について、効力発生日をもって、重畳的債務引受けを行うものとする。

(分割対価の交付及び割当て)

第3条 乙は、本件分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、労働契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)を甲より承継する。

(資本金及び準備金)

第4条 本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)における本件事業に係る資産及び負債の状態により、甲乙間で協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 資本金 | 80,000,000円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

(効力発生日)

第5条 本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は2019年9月1日とする。ただし、本件分割の手の続の進行に應じ、必要がある場合は、甲乙間で協議のうえ、これを変更することができる。

(吸収分割契約承認株主総会)

第6条 本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は2019年9月1日とする。ただし、本件分割の手の続の進行に應じ、必要がある場合は、甲乙間で協議のうえ、これを変更することができる。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

(競業)

第8条 甲は、効力発生日後においても、乙が承継する本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わないものとする。

(条件の変更、契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたとき、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙間で協議のうえ本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、甲又は乙において、効力発生日の前日までに第6条に定める甲又は乙の株主総会による決議による本契約の承認、又は、法令に基づき本件分割に必要とされる関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙間で協議のうえこれを決定する。

以上のとおり契約したので、本契約書1通を作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、乙が本契約書原本を保有し、甲はその写しを保有する。

2019年4月1日

甲 三重県津市西丸之内36番25号
株式会社メディカルー光
代表取締役 南野 利久 印

乙 三重県津市西丸之内36番25号
株式会社メディカルー光分割準備会社
代表取締役 南野 利久 印

別紙

承継権利義務明細表

本件分割において、乙が甲より承継する本件事業における資産、負債その他権利義務は以下のとおりである。なお、承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、2019年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 会社分割に関する事項

(1) 流動資産

本件事業に係る現預金、売掛金その他一切の流動資産。ただし、関係会社に対する短期貸付金は除く。

(2) 固定資産

本件事業に係る建物、構築物、土地、建設仮勘定、借地権、器具備品、車両運搬具、ソフトウェア、のれん、電話加入権、関係会社株式、差入保証金その他の固定資産。

2. 承継の対象となる債務

(1) 流動負債

本件事業に係る買掛金、支払手形、借入金、未払金、賞与引当金およびその他の流動負債。ただし、未払法人税等は除く。

(2) 固定負債

本件事業に係る退職給付引当金、長期借入金、長期末払金、預り保証金およびその他の固定負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債は除く。

3. 承継の対象となる契約(労働契約を除く。)および権利義務

本件事業に係る販売契約、仕入契約、リース契約、業務委託契約、賃貸借契約ならびに本件事業に係るその他一切の契約および権利義務。

4. 承継の対象となる労働契約

本件事業に主として従事する甲の従業員との間で締結された労働契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

5. 承継の対象となるその他の権利義務

本件事業に係る商標権等の知的財産権、免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

6. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割準備会社は、当社の完全子会社であることから、当社内で当社および分割準備会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に割当株式数を決定いたしました。

また、当社は承継会社である分割準備会社の完全親会社であるため、第三者機関へ割当株式数に関する意見を求めておりません。

7. 吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社メディカルー光 (2019年9月1日付で「株式会社メディカルー光分割準備会社」より 商号変更予定)
本店の所在地	三重県津市西丸之内36番25号
代表者の氏名	代表取締役社長 南野 利久
資本金の額	90百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	調剤薬局事業および医薬品卸事業

以上